
平成29年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第4日)

平成29年9月29日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成29年9月29日 午前9時02分開議

- 日程第1 認定第1号 平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第62号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 発委第4号 高津川河川改修における未施工区間の早期着工を求める意見書(案)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第7 認定第7号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第8 認定第8号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第9 認定第9号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第10 議案第62号 平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）
 日程第11 発委第4号 高津川河川改修における未施工区間の早期着工を求める意見書（案）

出席議員（11名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 大多和安一君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桜下 善博君 |
| 5番 中田 元君 | 7番 河村 隆行君 |
| 8番 藤升 正夫君 | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 潮 久信君 |
| 12番 安永 友行君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中谷 勝君	教育長 ……………	青木 一富君
教育次長 ……………	光長 勉君	総務課長 ……………	赤松 寿志君
企画課長 ……………	深川 仁志君	税務住民課長 ……………	齋藤 明久君
保健福祉課長 ……………	永田 英樹君	産業課長 ……………	山本 秀夫君
建設水道課長 ……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長 ……………	大庭 克彦君
出納室長 ……………	中林知代枝君		

午前9時02分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しております

すので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

○議長（安永 友行君） 日程第1、認定第1号平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第9号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

なお、討論、採決については、各認定議案ごとに行いますので、御承知おきください。

決算審査特別委員会からの報告を求めます。2番、大多和決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（大多和安一君） おはようございます。決算審査特別委員会委員長の大多和です。

それでは、お手元に配付しております報告書を読み上げて提案いたします。

平成29年9月29日。吉賀町議会議長安永友行様。決算審査特別委員会委員長大多和安一。平成28年度決算審査特別委員会審査報告書。平成28年度吉賀町各会計歳入歳出決算審査について、平成29年9月19日から9月28日までの間において決算審査特別委員会を開催し、審査しました。その結果を、会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記。

審査案件。1、平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について。2、平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について。3、平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。4、平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。5、平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。6、平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について。7、平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。8、平成28年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。9、平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会

計歳入歳出決算認定について。審査日、平成29年9月19日火曜日。平成29年9月21日木曜日。平成29年9月22日金曜日。平成29年9月28日木曜日。

1枚おめくりください。審査意見、共通、各種事業は、庁内横断的な視野で企画・立案・実行するよう努められたい。

総務課、予算編成について。現行は、子育て支援策などで他に追随を許さない積極的な姿勢を打ち出しているが、今後の少子高齢化社会と人口減少を考慮すると、地方交付税が減額されるなど歳入面での大幅な減額は否めない。したがって、予算編成に当たっては将来に対する投資を見越し、税の増収につながる施策が必要である。一方、高齢者への福祉と子育て支援が要求される。特に、子どもの貧困化を招かない程度の、保護者の収入による子育てへの負担等は必要となってくると思慮される。

防犯灯の設置について。近年、防犯灯の維持経費（特に電気代）の負担が大きいため、防犯灯が点灯せず、暗い夜道が増加しつつある。小水力発電と太陽光発電を併用し、小電力で点灯するLEDを使用した防犯灯を設置した自治体が存する。当町も、これら先進自治体の設置状況等を調査研究し、「明るく安心して夜道を歩けるまち」を創出されたい。

企画課、定住対策について。1、「よしか移集支援員・よしか暮らし相談員」を配置しているが、各公民館単位で配置し、移住者をふやす必要がある。2、移住者の増加はもとより、Uターン者を増加させるためにも「住」は重要である。長年放置された家屋は、高額な改修費用を要し、現行の補助制度ではままならない。現町民と不均衡とならないよう、考慮した補助制度（補助金の引き上げ）の改善が求められる。

自治振興交付金について。町民がこの制度に依存することのないように、ハード事業とソフト事業に関し、色分けし制約を設けられたが、結果としてソフト事業の用に供せず、不用額が発生した。交付金のあり方、配分等については、研修等を実施する必要がある。

3ページです。交通弱者対策について。交通弱者対策は、現行の公共交通では限界であり、改善が求められている。平成29年9月15日付の総務常任委員会調査報告で提言したが、関係課で連携を密にし、総合的な交通体系の見直しを実現に向けて早急に進められたい。

税務住民課、不納欠損について。町税に関して不納欠損が生じている。徴税に関しては事務繁多とはいえ、おろそかにすることがないよう留意されたい。

斎場について。28年度火葬に付された件数のうち、64%の葬儀・通夜が斎場で行われた。民業を圧迫してはならないが、待合室等の改良・外部へのトイレ新設などの必要性が生じている。

町営住宅について。1、町営住宅に関しては、建てかえ等を計画的に進められているが、必要のない町営住宅は用途廃止する等により、民間活力が容易に導入できる状態として、リフォームハウス等に供するなど方策を考えられたい。2、町営住宅団地の中には、防犯灯が消え、暗く寂

しい場所もある。町営住宅入居者にも自治会への入会を促し、自治会活動に参加する施策が必要である。3、町営住宅の使用料に関しても不納欠損が生じている。入居時の保証人制度を遵守させ、使用料の不納欠損が生じない措置を講じられたい。

保健福祉課、不納欠損について。国民健康保険税及び介護保険料で不納欠損が生じている。適切な事務執行により、不納欠損が生じないような努力を重ねられたい。

生活保護について。不正受給などは見られず、適切な事務が行われている。厳格な事務を執行することにより、生活に困窮している者への福祉が滞らない事務執行とされたい。

障がい者福祉について。障がい者福祉センターの新設に向けて準備中であるが、障がい者及び障がい者の保護者が安心して老後を迎えられるよう、専用のグループホームの新設に向けて準備を進められたい。

おめくりください。教育委員会、児童・生徒の学力向上について。学習支援事業「よしか塾」で、コーディネーター2人を配置して各種学習会を実施している。学力向上の成果を一朝一夕に望むものではないが、さらなる努力を重ねられたい。

教育委員会が管理する施設について。改築や改修については計画的に行っていると思慮されるが、朝倉公民館のように議会で陳情等が議決され、町民が切実に改修等を望む施設については、早急な対応が必要と思慮される。

加えて、蔵木グラウンドゴルフ場等、新しく整備された施設に対しては、維持管理体制の整備を早急に進められたい。

産業課、産業振興について。1、産業振興は定住の促進につながるものであるから、地域おこし協力隊員やU・Iターン対策を含む総合的な施策を展開することを望む。2、地域おこし協力隊員等の研修報告の提出を求め、事業に反映すること。3、木の駅プロジェクト事業について、出荷実績は上がっているが、出荷者については減少している。事業の継続について再考する時期が来ていると思われる。4、有機茶ブランド事業や薬用作物等生産振興事業に取り組んでいるが、市場調査等を行い、地場産業化へと早急に取り組まれたい。

建設水道課、町民の要望について。河川事業・道路事業等の要望は多岐にわたるが、国・県に早期実現を求め、積極的に働きかけられたい。

特別会計について。1、公共下水道事業は、七日市地区が完了し、当初の目的を達成したが、今後、農業集落排水事業も含めて加入率の向上と料金収納率の向上に努められたい。2、簡易水道事業が公営企業会計に移行するので、健全財政に向けて努力されたい。

柿木地域振興室、窓口サービスについて。柿木地域振興室で対応できない住民サービスについては、本庁舎との連絡を密にして対応に努められたい。

以上、本委員会に付託された案件を審査した結果、上記の意見を付して全案件を原案のとおり

認定することに決定しました。なお、指摘事項に対しては、改善状況や執行事例及び次年度予算にどのように反映され、改善したのか、議会に文書で報告されるよう要請します。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、決算審査特別委員長からの報告が終わりました。

日程第1、認定第1号平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第9号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

それでは、ただいまから、日程第1、認定第1号平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書に対する反対の討論を行います。

反対の理由といたしましては、行政財産の使用許可に当たりまして、本来であれば使用許可の申請、それを許可するという手続がなされるべきところが、例えば自動販売機の設置が町内の各いろいろなところに、行政財産上のところに設置をしてありますが、なされていないということが情報公開条例を使いまして請求を求めたところ、ないという状況がございました。

このような形で町の財産に対する適切な許可がされていないということがございますので、この点につきまして認めるわけにはいかないということで、この平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算に対して反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、認定第1号平成28年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定すること

に決定をしました。

引き続き、日程第2、認定第2号平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで、討論は終わります。

日程第2、認定第2号平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定をしました。

日程第3、認定第3号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、認定第3号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第4、認定第4号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、認定第4号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定

についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、認定第5号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第6、認定第6号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、認定第6号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

日程第7、認定第7号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第8、認定第8号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

日程第8、認定第8号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9、認定第9号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

日程第9、認定第9号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定すること

に決定をしました。

ここで、出納室長におかれては、窓口業務の人員が足りませんので、退席をされます。

[出納室長 退席]

日程第10、議案第62号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第10、議案第62号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。

それでは、議案第62号でございますけれど、これにつきましては大まかには、ふるさと創生基金の減額、また衆議院選挙が行われることになりましたので約2,000万円程度の補正、「ゆ・ら・ら」の雨漏りのために約500万円、防災無線が故障いたしましたので、緊急に修繕というか機器の買い換えということをしなないと、いわゆる北朝鮮情勢等もございますので急遽購入ということと、真田の「よしかみらい」この夜間照明を建築するためにやらなきゃならなかった地盤調査と、そうしたものが大きなものとなっております。

議案第62号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）。

平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,515万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,276万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成29年9月29日提出。吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款9地方交付税、項1地方交付税、補正額が1,207万1,000円で補正後が31億9,366万2,000円でございます。

款14県支出金、項2県補助金、補正額が278万7,000円で補正後の額が1億6,872万5,000円。

項3委託金、補正額が1,030万円で補正後の額が3,158万1,000円、歳入の合計が、補正前の額が71億3,760万3,000円、補正額が2,515万8,000円で補正後の額が71億6,276万1,000円でございます。

2ページをお開きください。

歳出、款1、2総務費、項1総務管理費、補正額が減額の3,198万8,000円、補正後の

額が12億5,823万9,000円でございます。

項2徴税費、補正額が98万円、補正後の額が5,276万1,000円。

項4選挙費、補正額が1,992万3,000円、補正後の額が3,841万8,000円。

款3民生費、項2児童福祉費、補正額が91万9,000円、補正後の額が4億8,694万4,000円。

款7商工費、項1商工費、補正額が498万8,000円で、補正後の額が1億8,871万9,000円です。

款9消防費、項1消防費、補正額が2,700万円、補正後の額が2億8,077万5,000円。

款10教育費、項1教育総務費、補正額が2万1,000円で、補正後の額が2億3,897万9,000円。

項5保健体育費、補正額が331万5,000円、補正後の額が1億8,678万4,000円。

歳出の合計が、補正前の額が71億3,760万3,000円、補正額が2,515万8,000円、補正後の額が71億6,276万1,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管しております総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） おはようございます。

それでは、詳細説明をさせていただきます。今回の補正の内容につきましては、先ほど町長が申したとおりでございます。

最初に、資料のほうの財源の有効活用事業の一覧表が添付してありますので、そちらのほうから説明をさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりをいただいたらと思っております。

今回、補正予算で財源の有効活用事業で取り組みますのが下の2行のところでございます。事業費については右から2番目の縦の列を見ていただいたらと思っております。防災無線の機器更新と「ゆ・ら・ら」の屋上の屋根の工事等でございます。3,198万8,000円を計上しております。今年度の計上額が5,161万3,000円となったところでございます。全体事業費が9,150万円ですので、残りが約4,000万円ぐらいとなったということでございます。

それでは、予算書のほうにお戻りをさせていただきたいと思っております。

最初に、また人件費のほうの給与費明細書のほうから説明をしたいと思っております。9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の特別職のところでは、一番下の比較欄を見ていただきますと、その他特別職が職員

数155名、報酬330万1,000円となっております。これにつきましては、税務のほうの産休代替の嘱託職員の1名の報酬、それと投開票の管理者あるいは投開票の立会人等が153名分でございます、それと教育委員の改選による1名分の報酬ということで、合わせて330万1,000円となるものでございます。

それから、その下の一般職につきましては、職員手当が516万2,000円ということで、時間外勤務手当が500万円と管理職の特別勤務手当が16万2,000円ということで、いずれも選挙事務に係るものでございます。

それでは、歳出のほうに戻っていただきまして、6ページにお戻りをいただきたいと思っております。

まず、総務費の総務管理費、財産管理費ですけれども、005基金積立金です。これにつきましては、先ほど見ていただきました財源の有効活用事業に充当します、3,198万8,000円の積立金を減額をして充当するというものでございます。

それから、続きまして、徴税費の税務総務費、これは嘱託職員の報酬ですけれども、産休代替による嘱託の雇用でございます。

それから、続きまして、選挙費、衆議院議員選挙費で、各種委員費につきましては先ほど申しましたように、選挙管理委員の報酬あるいは投開票の立会人等の報酬でございます。

それから、費用弁償も同様です。

それから、人件費は、先ほど申したとおりです。003の選挙事務費、臨時雇用人件費につきましては、事務補助あるいは投票事務のお手伝いをいただくための賃金でございます。

それから、消耗品費につきましては、ポスターの掲示場等が含まれております。

それから、印刷製本費は、入場券等の印刷でございます。

めくっていただきまして、7ページ、通信運搬費につきましては、電話料あるいは郵券代、広報等の発送郵券料等でございます。

それから、機器調整料につきましては、計数機の点検の調整でございます。

それから、掲示板の設置管理の委託料を100万円を見ております。

それから、事務用備品購入費につきましては、今回、読取分類機を新たに購入する予定としております。

それから、投票箱、記載台、開票台等が不足が見込まれますので、そういったものの購入費に充当をさせていただきたいと思っております。

なお、こちらにつきましては、歳入のほうで県の委託金1,030万円を見込んでいるところでございます。前回並みを見込んでおります。

続きまして、民生費の児童福祉費、保育所費です。010施設型保育給付事業費、法人保育所備品購入費補助金ですが、こちらにつきましては当初予算で保育所に防犯カメラを設置するため

の助成金ということで計上しましたけれども、当初予算では事業費の上限を90万円として計上しておりましたが、補助金の申請等を行いまして補助事業費ではなくて、補助金の上限が90万円であったということで補助金額あるいは町の負担分が増加したということで、それに対する補正でございます。

歳入のほうでも、県の支出金が278万7,000円の増額となっております。

続きまして、商工費です。観光費、004健康増進交流施設管理費、補修工事費、「ゆ・ら・ら」の雨漏りが生じまして、それに対する屋上の防水工事あるいは天井の修繕工事等でございます。498万8,000円、これにつきましては財源の有効活用事業を活用しております。

続きまして、消防費の災害対策費、004防災無線維持管理費、8ページのところです。維持補修工事費2,700万円ということですが、お屋の町歌等が今流れなくなっておりますけれども、これは機械の故障によるものでございまして、いろいろ修繕方法を検討しましたが、結局、操作卓と呼ばれるものを取りかえることが一番適当だろうということで、それに伴う購入費あるいは機器の設置等の工事費ということで計上させていただきました。これも財源の有効活用事業を活用しておるところでございます。

それから、続きまして、教育費の教育総務費、教育委員会費、002教育委員会費で教育委員への報酬、これは改選によりまして、1カ月2名分が必要となることによる報酬の補正でございます。

それから、保健体育費の保健体育総務費、005保健体育施設整備事業費、調査・分析委託料につきましては、真田グラウンドの照明工事に伴う地質調査業務の委託費331万5,000円でございます。

戻っていただきまして、歳入、5ページのところです。

今回の補正に伴う一般財源につきましては、普通交付税を充当することとしております。1,207万1,000円、これによりまして普通交付税の留保が221万3,000円、それから特別交付税はまだ金額が確定しておりませんが、3,000万円を見込んでおりますので、留保が3,221万3,000円となったところでございます。

それから、続きまして、県支出金の県補助金で民生費の補助金、これにつきましては防犯カメラの整備に伴う補助金278万7,000円でございます。

それから、県の委託金につきましては、衆議院議員選挙の投開票事務に伴う県からの委託金ということで1,030万円、前回並みを見込んでおりますところでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 7ページの選挙費です。今説明がございまして事務用備品の購入費で読み取り機というのを言われましたけれども、先日テレビを見ちよったら何か読み取り機が入ったとかやりよったのですが、ああいうふうなものでわかるかどうか。町会議員とか町長とかという氏名が書いた投票用紙を読む機械なんですか、何かなあとと思ひまして。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

昨年の参議院の選挙のときもちょっと試験的に使ってみたんですけども、要は投票用紙を裏表と縦横を一定にそろえておくと候補者別に氏名を読み取って、そこにたまっていくような、そういう仕組みの機械でございます。ですので、あとはそれを今度は数えていくだけという（発言する者あり）はい。勝手に分類してくれる、候補者別ごとに並べると。ただ、名前の設定等が必要ですので、町長と町議会の議員選挙を1つの機械でできるかといったら、ちょっとそこは両方ではできない可能性があります。どちらかの選挙、一方でないといけない可能性があります。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それに関連してですけど、今度の選挙が10月22日ということですが、今のような機械を入れたらかなり事務効率は上がってくるのではなかろうかと思ひますが、大体あれでしょうか、衆議院——自分らのところもありますけれど、大体どのくらいの時間……。時間的にどのくらいかかるものか、もしわかればお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） これはもう推測でしかないんですけども、大体、約なんですけど、衆議院の選挙が前回、小選挙区が9時30分に確定しております。（発言する者あり）小選挙区が9時30分、21時30分。それから、比例代表が22時、国民審査が23時15分、大体それぐらいです。だから、衆議院の選挙は恐らくそのぐらいになると思ひます。

あとは町の選挙なんですけども、それじゃ23時15分から開始するかということなんですけど、そうはしないように、できるだけ人数をかけて衆議院の開票作業をしながら町の開票作業も進めるというふうにしなす、おおむね町長を22時で、町議を24時ぐらいに確定をさせたいということで今準備を進めております。

○議員（5番 中田 元君） はい、わかりました。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 8ページの005のことです。真田グラウンドのナイター照明の地盤調査分析委託料ということですが、この真田グラウンドの照明につきましては既に陳情もあり、採択されておりますし、また年間の使用の人口も1万人を超えているということで非常に活用されております。今時点で調査・分析ということですが、今後のスケジュールと

いいでしょうか、おおよその順番……。準備万端に進めていただきまして、完成というんでしょうか、その辺がわかれば、おおよそで結構ですから、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 真田グラウンドの照明設備でございますけれども、現在、設計のほうを業務委託をして進めております。これが当初の予定では10月末ごろに設計を終える予定でありましたけれども、照明灯のポール、これの基礎のところは今ちょっと打ち合わせをしておりまして、その関係で今回この調査分析委託料が必要になってきたというところで、それに時間がかかると思うので、早くても年内に設計ができるかどうかというところだろうと思います。それから工事発注の準備をして、年度末までに工事発注ができるだろうというふうに今見込んでおりますけれども、実際の完成については、やっぱり早くても平成30年度の夏以降でないと完成しないのではないかというふうに思っております。

ただ、工事期間がどの程度かかるものなのかというのがちょっとわかりませんので、そのぐらいではないかというふうに今思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 6ページの衆議院選挙の関係で、職員人件費、時間外勤務手当等が上がっております。町長・町議会議員選挙だけの場合と、それからこの衆議院議員の選挙が加わったことによる増加、これらの数字がどのようになっているか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

ちょっと冒頭に説明すればよかったですけれども、今回は丸々前回並みのあれを計上しております。町長・町議選挙と今回の衆議院選挙がダブることによって、町長・町議選挙の経費が減額になることが多分に考えられます。ですが、今回ちょっと時間的な制約もあった関係でそちらのほうはやっておりませんので、これについてはもう精算した段階で町長・町議選挙の経費を減額をしたいと思います。

当然に投票管理者とか投票立会人さんとかは町長・町議のほうは必要なくなりますので、もう国政選挙のほうでそれは委託費をもらえるほうで賄って、単費のほうは使わないようにするというのが基本だろうと思いますので、そういった形で町長・町議の選挙は幾らか減額になるのは多分にあるかと思えます。

職員の人件費についても同様に考えております。国政選挙のほうを優先して足りない部分を町長・町議のほうの選挙経費で補うような形で見込んでおりますが、できるだけ、そういった執行経費が国のほうで見ただけのほうを優先して活用していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 8ページの一番上の消防費の維持補修工事費、操作卓の取りかえでありますけれども、この操作卓の取りかえというのは特定の業者、最初に導入したときの業者がやらなければならないような性質のものか、汎用性のあるものであるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

機械の設定がもうそのメーカーのものでないと対応ができませんので、広く一般入札をして呼びかけるということはなかなか難しいかなというふうに思っています。したがって、ある程度は機種が選定されます。その機種を扱っておるところであれば、それを何か分けるということは可能かもしれませんが、機種自体を変えるということはちょっと難しいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 「ゆ・ら・ら」の雨漏りの件で7ページ、商工費のところが上がっておりますが、以前にも一部の雨漏りの改修ということもありましたが、このたび行う補修の範囲はどのようなものになっていますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今回行う補修の範囲についてお答えいたします。

口頭で申しわけないですが、場所につきましては、レストランの入り口の上部付近になります。レストランと宿泊棟が続く陸屋根のところの防水の修理でございます。以前から多少の水漏れはあったんですが、今回の台風18号の影響でひどくなってレストランのところの壁を伝い、レストランの天井が落ちたということもございまして、もう営業自体に影響がありますので、今回、補正で対応したいと思うところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第62号平成29年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1. 発委第 4 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 1、発委第 4 号高津川河川改修における未施工区間の早期着工を求める意見書（案）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。5 番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 発委第 4 号。平成 2 9 年 9 月 2 9 日。吉賀町議会議長、安永友行様。提出者、吉賀町議会経済常任委員会委員長、中田元。

高津川河川改修における未施工区間の早期着工を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び吉賀町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

理由。

洪水等による災害の発生防止及び橋梁等の安全性確保のため。

裏面をごらんください。

高津川河川改修における未施工区間の早期着工を求める意見書（案）。

高津川の吉賀町六日市付近においては、昭和 5 1 年度から広域基幹河川改修事業（旧中小河川改修事業）に着手し、河床掘削・築堤・護岸整備などが実施されてきました。昭和 6 1 年度には事業区間を延伸し、現在まで改修事業を進められていますが、いまだ河道断面積の不足により流下能力が不足しており、浸水被害が発生しています。また、高津川には多くの町道橋が架設されており、これまで河川改修に伴い、町道管理者との合併施工により、橋梁改良を実施されてきました。

近年は、全国的にも異常気象による集中豪雨等が多発しており、当町においても予測できない災害が危惧されるところです。地域住民の生命や財産を浸水被害から守り、車両、歩行者の通行の安全を確保するため、下記の事項について強く要望します。

記。

1、平成 2 6 年 3 月島根県策定の「高津川水系上流域河川整備計画」に基づき、吉賀町内の未施工区間である「六日市工区」の河川改修を早期に着工されたい。

2、「六日市工区」における馬橋（町道馬橋線）は、国道 1 8 7 号に接しているため、これまでも交通事故が発生するなど大変危険な状況です。

また、橋梁の老朽化も進み、点検の結果、健全度Ⅲと補修の対象となっています。河川改修にあわせた橋梁改良及び国道取付部の改良を実施されたい。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成29年。島根県吉賀町議会。提出先、島根県知事、溝口善兵衛様。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、発委第4号高津川河川改修における未施工区間の早期着工を求める意見書（案）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

○議長（安永 友行君） ここで、中谷町長より発言を求められております。これを許します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 皆さん、それでは、平成29年第3回吉賀町議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この第3回定例会におきましては、御提案を申し上げました全議案、また報告と認定等もいただきまして、大変ありがとうございました。

今、国のほうでは政治状況が大変混乱といえますか、流動的でございます。安倍晋三第1次内閣が退陣したのが、ちょうど10年前でございました。ちょうど10年前に安倍首相が退陣表明された日に——今でも思い出すわけでございますけれど、益田広域事務圏の臨時会がございまして、当時、牛尾市長、中島町長と私が理事ということで、そのときに、いわゆる合併後——合併以前に消防に関する、いわゆるコンサルにあり方を検討していただいた。そうした中で、柿木分遣所におきましては、人口の割に職員が1人多いということで、吉賀町は1,000万円ほどの負担金の増額を求められたところでございますけれど。

ちょうどその日に安倍さんが退陣されましたので、お二人にそういうことをのめば、私も安倍さんと同じ運命になるという理由にもならない理由で、何とかくり抜けたことがございます。そ

うしたことで、それを受け入れておれば、1億円近い金が、負担金がふえておったんだなあということ今思い出しておりますけれど。

こうして、その後は民主党政権が誕生して大変厳しい状況が、地方にとりましても要望先がなかなか……。国のほうもなかなか対応がというようなことがあって、大変要望活動等、苦労した時期がございました。そういったことが、またこの先起きても困るかなあというように思いながら、この先の国の政治状況はどうなるかという思いをいたしておるところでございますが。

そうしたときに今期で私、退任いたしますし、また皆様方も17日の、いわゆる告示、そして選挙戦に入られまして22日の投票ということで、ほとんどの方がまた再び立候補されてこの議場に帰っておいでになることというように思っておりますけれど、今後とも皆様方、よろしく願いをして、吉賀町のために頑張ってくださいたいというように思っております。

私自身、3期12年、務めさせていただきました。皆様方の御支援があったからこそ、「大過なく」というのは余り好きではないんですけれど、本当に大過なく過ごすことができました。

また、やり残しといたしますか、議員の皆様方から御提案いただいております中で、以前、河村隆行議員が高速のインターチェンジを利用しての一部退出での利用ということがございました。これにつきましては、1時間の範囲内での退出ということでございますので、道の駅を活用というのも、この「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」で国交省のほうへ要望いたしておりましたが、先般、新聞でごらんになった方もいらっしゃるかと思いますけれど、一時退出が給油等ともに「道の駅 むいかいち温泉ゆ・ら・ら」までが認められたところでございます。

また、一般質問等で中田議員のほうから、岩国・益田間の高速道路につきまして、これにつきましては答弁で申し上げましたけれど、ピュアラインの観光協議会の総会のときに話し合いをしたいからということをお申し述べておりましたが、この会合の後、岩国市長、益田市長、津和野町長とともに会談したときにこの問題を出しまして、事務局を吉賀町で引き受けてもいいから、ぜひ期成同盟会をとということをお申し上げたわけでございます。

岩国の市長は別に異論を挟まれなかったわけでございますけれど、益田市長のほう益田・萩間があるのにこれをやると、その要望が薄れるんじゃないかというような懸念を示されまして、そういった期成同盟会が結成するということにはなりませんので、この2点につきましては先ほどの一時退出につきまして、1時間という時間をまた延長していただくような要望をしていかなきゃならないかと思っておりますし、益田・岩国間の高速道路につきましては今後、次の町長のほうへ託していきたいというように思っておりますので、皆様方もぜひ御支援をいただけたらというように思っております。

皆様方、健康で次の選挙まで――選挙後も健康で選挙戦を戦い抜いていただいて、これからの吉賀町の発展に尽力していただきたいというように思っております。

第3回の定例議会の閉会に当たりまして、お時間をいただきました。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（安永 友行君） それでは、今任期の最終議会の閉会に当たり、私のほうから一言申し上げます。

中谷町長におかれましては、平成17年、柿木・六日市両町村合併後、初代町長として就任以来、3期12年にわたり、町政の発展に尽くしていただきました。その間、財政の健全化を初め、子育て支援等住民生活の向上のために御尽力をされました。その功績は町民にも理解されていることと思いますが、まことに顕著であります。御勇退に当たり、深く敬意を表しますとともに、衷心より感謝を申し上げます。

また、今任期4年間、議員を初め、執行部各位には適切な議事運営への御協力をいただきました。おかげをもちまして、本日無事閉会できますことを、心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしましたので、これで会議を閉じます。

平成29年第3回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。ありがとうございました。

午前10時08分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員